

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について  
(抜粋)

平成 2 2 年 1 0 月

福島県生活環境部

## 目 次 (抜粋)

- 1 水質汚濁に係る環境基準等について
- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定検討対象水域
- 3 類型指定の検討水域に係る情報等
  - (1) 只見川
  - (2) 伊南川
  - (3) 田子倉貯水池
  - (4) 奥只見貯水池
  - (5) 沼沢湖
  - (6) 尾瀬沼
- 4 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定の検討

# 1 水質汚濁に係る環境基準等について

## (1) 水生生物の保全に係る水質環境基準について

「環境基本法」に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められており、この中に、「水生生物の保全に係る水質環境基準」（以下「水生生物保全環境基準」という。）が位置付けられ、該当水域ごとに類型の基準が定められている。

表1 水生生物の保全に係る水質環境基準（河川、湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域（※）
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

※水域：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の第1の2の(2)

## (2) 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項について

類型指定は「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」に基づき行うこととされ、この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、次のア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況（次表の分類に従い分類を行う。）
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

また、淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類については、次表（表2）を参考とするとともに、水生生物の生物相は水域の特性に応じて形成される地域特性を有するものであり、類型指定を検討する際には個々の水域の水生生物の生息特性を踏まえて水域毎に検討するべきであることから、次表に示す分類については、水域の特性に応じて弾力的に活用することとされている。

表2 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物A	生物B	その他
	主な種類 (和名)	主な種類 (和名)	主な種類 (和名)
魚類	アマゴ・サツキマス、 ヤマメ・サクラマス、 イワナ・アメマス、 サケ（シロザケ）、 ヒメマス・ベニザケ、 ニジマス、カジカ	ウグイ、 シラウオ、 オイカワ、 フナ類、 コイ、 ドジョウ、 ナマズ、 回遊性ヨシノボリ類、 ウナギ、 ボラ	アユ、 ワカサギ
その他の生物		スジエビ、 テナガエビ、 ヒラテテナガエビ、 ミナミテナガエビ、 ヌカエビ、 モクズガニ、 マシジミ、 ヤマトシジミ	
水生生物の適応性	比較的低温域を好む 水生生物	比較的高温域を好む 水生生物	水温の適応範囲が広い 水生生物

## 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の検討水域

本県において、BOD等の生活環境項目の環境基準が設定されている41河川14湖沼（国指定の2河川1湖沼を除く）について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行うこととしている。平成18年度から計画的に作業を進めており、これまでに37河川2湖沼について類型指定を行ってきた。

今回は、次の2河川、4湖沼について、類型指定を検討する。

水系	河川名・湖沼名
阿賀野川水系	只見川、伊南川、田子倉貯水池、奥只見貯水池、沼沢湖、尾瀬沼



図1 水生生物保全環境基準の類型指定の検討水域

### 3 類型指定の検討水域に係る情報等

#### (1) 只見川

##### 水域類型の適合について

##### (7) 水域類型の該当性について

区 間	只見川（田子倉貯水池より下流）	
水域類型	A 類型	
水温分布	平均水温：11.0℃（9.5～13℃） 平均最高水温：19.6℃（17.0～22.6℃）	
河床材料	石、礫、砂	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	エゾイワナ、ニッコウイワナ、ニジマス、ヤマメ、カジカ	コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナ、オイカワ、ウケクチウグイ、ウグイ、ドジョウ、トウヨシノボリ
現地調査	イワナ、カジカ	コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、スジエビ
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	コイ、フナ、ウグイ、ウケクチウグイ、ドジョウ、ナマズ、テナガエビ

##### (イ) 特別域（水生生物の産卵場・繁殖場又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域）について

水産資源の保護水面は設定されてなく、魚介類の産卵場所は全水域で散在的に存在しているため、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

##### (ウ) 水域類型指定について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状の水質、水温、魚介類の生息状況及び河床状況等を勘案して、次のとおり指定することが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間
只見川（田子倉貯水池より下流）	河川生物 A	直ちに達成

## (2) 伊南川

### 水域類型の適合について

#### (7) 水域類型の該当性について

区 間	伊南川全域	
水域類型	A類型	
水温分布	平均水温:11.8℃(10.4~13.2℃) 平均最高水温:22.3℃(20.8~23.5℃)	
河床材料	石、礫、砂	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	エゾイワナ、ニッコウイワナ、ヤマメ、カジカ	コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ
現地調査	イワナ、ヤマメ、カジカ	オイカワ、ウグイ、ドジョウ、オオヨシノボリ、スジエビ
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ、カジカ	ウグイ

#### (イ) 特別域（水生生物の産卵場・繁殖場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域）について

水産資源の保護水面は設定されてなく、魚介類の産卵場所は全水域で散在的に存在しているため、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

#### (ウ) 水域類型指定について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状の水質、水温、魚介類の生息状況及び河床状況等を勘案して、次のとおり指定することが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間
伊南川	河川生物A	直ちに達成

### (3) 田子倉貯水池

#### 水域類型の適合について

##### (7) 水域類型の該当性について

区 間	田子倉貯水池全域	
水域類型	A類型	
水温分布	表層平均水温：21.1℃ (20.5～21.9℃) 表層平均最高水温：26.9℃ (25.5～27.6℃)	
河床材料	砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	イワナ、ニジマス、 サクラマス（ヤマメ）、カジカ	コイ、ゲンゴロウブナ、ギンブナ、 オイカワ、ウグイ、トウヨシノボリ、 スジエビ
現地調査	—	—
ヒアリング調査	既存資料と同じ	既存資料と同じ

##### (イ) 特別域（水生生物の産卵場・繁殖場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域） について

水産資源の保護水面は設定されてなく、魚介類の産卵場所は全水域で散在的に存在しているため、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

##### (ウ) 水域類型指定の検討について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状の水質、水温、魚介類の生息状況及び河床の状況等を勘案して、次のとおり指定することが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間
田子倉貯水池	湖沼生物A	直ちに達成



#### (4) 奥只見貯水池

##### 水域類型の適合について

##### (ア) 水域類型の該当性について

区 間	奥只見貯水池全域	
水域類型	A類型	
水温分布	表層平均水温：19.4℃（19.1～19.7℃） 表層平均最高水温：24.3℃（23.0～25.3℃）	
河床材料	砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	ニッコウイワナ、ニジマス、 サクラマス（ヤマメ）	ゲンゴロウブナ、オイカワ、ウグイ
現地調査	—	—
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	—

##### (イ) 特別域（水生生物の産卵場・繁殖場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域） について

水産資源の保護水面は設定されてなく、魚介類の産卵場所は全水域で散在的に存在しているため、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

##### (ウ) 水域類型指定の検討について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状の水質、水温、魚介類の生息状況及び底質状況等を勘案して、次のとおり指定することが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間
奥只見貯水池	湖沼生物A	直ちに達成

(5) 沼沢湖

水域類型の適合について

(7) 水域類型の該当性について

区 間	沼沢湖全域	
水域類型	A類型	
水温分布	表層平均水温：21.1℃（20.5～21.9℃） 表層平均最高水温：27.5℃（27.5～27.6℃）	
河床材料	火山灰	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	ヒメマス	—
現地調査	—	—
ヒアリング調査	ヒメマス、イワナ、カジカ	コイ、フナ、オイカワ

(イ) 特別域（水生生物の産卵場・繁殖場又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域）について

水産資源の保護水面は設定されてなく、魚介類の産卵場所は全水域で散在的に存在しているため、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定の検討について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状の水質、水温、魚介類の生息状況及び河床の状況等を勘案して、次のとおり指定することが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間
沼沢湖	湖沼生物A	直ちに達成

(6) 尾瀬沼

水域類型の適合について

(7) 水域類型の該当性について

区 間	尾瀬沼全域	
水域類型	A類型	
水温分布	表層平均水温：17.5℃（17.4～17.6℃） 表層平均最高水温：22.5℃（21.4～24.0℃）	
河床材料	泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	—	—
現地調査	—	—
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	フナ類

(イ) 特別域（水生生物の産卵場・繁殖場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域）について

水産資源の保護水面は設定されてなく、魚介類の産卵場所は全水域で散在的に存在しているため、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定の検討について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状の水質、水温、魚介類の生息状況及び河床の状況等を勘案して、次のとおり指定することが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間
尾瀬沼	湖沼生物A	直ちに達成

#### 4 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定の検討

只見川等2河川・4湖沼の水質汚濁に係る環境基準のうち水生生物の保全に係る水質環境基準については、次のとおり水域類型、達成期間及び環境基準点を定めることが適当と考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
只見川 (田子倉貯水池より下流)	河川生物 A	直ちに達成	西谷橋
			藤橋
伊南川	河川生物 A	直ちに達成	青柳橋
			黒沢橋
田子倉貯水池	湖沼生物 A	直ちに達成	湖心
奥只見貯水池	湖沼生物 A	直ちに達成	湖心
沼沢湖	湖沼生物 A	直ちに達成	湖心
尾瀬沼	湖沼生物 A	直ちに達成	湖心